

Actus Newsletter 地方公会計版

【財務書類作成】⑧会計帳簿の作成と複式仕訳



■財務書類の作成手順

統一的な基準における財務書類は、地方公共団体の財源情報の基礎となる原情報を利用して、会計帳簿等を作成し、合計残高試算表などを活用して作成します。

地方公共団体の財源情報の基礎となる原情報とは、「歳入歳出データ」、「歳計外現金データ」、「各種原簿・台帳」をいい、財務会計システムなどから収集するものとなります。

会計帳簿等とは、仕訳帳や総勘定元帳と、それらの内訳等を記録した補助簿である固定資産台帳や資産負債内訳簿をいいます。

合計残高試算表は、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているかどうかを検証するために、総勘定元帳を科目ごとに一覧表に集計したものです。

会計帳簿の作成は、原情報である歳入歳出データ等を複式仕訳に変換し、公会計システムに取り込んで行います。そこで、複式仕訳に変換するためのルールの設定が必要となります。



原情報	・歳入歳出データ、歳計外現金データ、各種原簿・台帳の基礎情報
仕訳帳	・財務書類を作成するうえでの最小単位 ・日々の取引を記録した仕訳伝票の綴りを転記した帳簿
総勘定元帳	・勘定科目ごとの金額の増減を記録・計算する帳簿 ・仕訳の貸方・借方を勘定科目ごとに並べ変えて集約したもの
合計残高試算表	・総勘定元帳の勘定科目ごとの合計額と残高の一覧表
財務書類	・貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

■複式仕訳への変換

複式仕訳を計上するための変換ルールを設定するためには、財源情報の基礎となる原情報を、大きく「現金取引」と「非現金取引」に区分することが必要になります。

現金取引については、歳入歳出データや歳計外現金データをもとに、変換ルールを設定することで公会計システムにより自動で複式仕訳を計上することができます。変換ルールは、総務省が公表している財務書類作成要領の「別表6 資金仕訳変換表」を参照して作成します。

非現金取引とは、現金の流入を伴わない非資金取引等で、未収・未払・不納欠損に係るものをいいます。これらの資産・負債の増減に関わる複式仕訳については、変換ルールを設定することができないため、資産負債内訳簿や固定資産台帳などを活用して個別に複式仕訳を計上することになります。

※バックナンバーはこちらから⇒<http://www.actus.co.jp/library/public/list.shtml>

公会計
支援

アクタス税理士法人 / アクタスマネジメントサービス(株)

地方公会計支援チーム (一般社団法人地方公会計研究センター会員)

〒107-0052 東京都赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

【TEL】0120-459-480 【MAIL】info@actus.co.jp 【HP】<http://www.actus.co.jp>